

# 太陽 ASG 監査トピックス

## 第4号

この資料は全部お読みいただいて5分00秒です。

### 今回のテーマ： 新会社法施行後の規則改正

---

商法の現代化を計るため、平成18年5月1日に商法が改正され新会社法が施行されました。

形式面の現代化としては、①条文のひらがな口語体化や②商法第2編（会社）、有限会社法、商法特例法を1つの法典『会社法』に再編成すること等が行われました。

実質的には、①諸制度間の規制に関する規定の不均衡の是正②社会経済情勢への変化に対応するための見直し（例）最低資本金制度撤廃、機関設計の選択肢の拡大）等がなされました。

平成18年12月22日には、5月施行後に会計基準委員会で会計基準等の変更が行われたため、それを受けて会社計算規則の見直しが行われ、平成19年1月20日に施行されました。その主なものは以下のとおりです。

#### 1 会社法施行規則関係

- ①当該会社に親会社が存しない場合に対応するため「特定関係事業者（2条）」を修正
- ②株主総会等における議決権行使書面等の行使期限を日数単位で計算することを明確化（9条等）
- ③会計監査人選任議案の参考書類に記載する当該会計監査人の非監査・証明業務に係る報酬等の範囲を明確にしたこと（77条）
- ④事業報告に記載すべき「株式会社の現況に関する事項」で他の会社の株式等の処分についても取得と同様に公開会社の開示事項とすること（120条）

#### 2 会社計算規則関係

- ①新株発行等の場合における資本金等の増加に関して株式交換費等の控除を認める旨の規定（37条第1項2号等）を当分の間適用しないこと（改正附則11条）
- ②子孫会社間の吸収合併についても、親子会社間と同様にのれんの計上や株主資本の算定の規定が適用されること等の整理
- ③共通支配下の吸収合併等における抱き合わせ株式の会計処理が整理がされたこと（改正22条1項等）
- ④共有支配下の吸収合併のうち対価がないものについての取り扱いが整理されたこと（改正64条等）
- ⑤吸収合併等において自己株式を処分した場合の現行の取り扱い規定（現行59条第2項等）を削除したこと。この結果、ASBJのルールに合わせた。
- ⑥増加する資本金等の額を複数に分けて計算するのをやめ、合算したうえで増加する資本金等の額を計算するように改めたこと（改正58条2項3号等）

#### **お見逃しなく！**

今後、合併対価の柔軟化等の見直しの検討がすでに開始されていることから、今後の会社法関連省令、規則の動向には注意が必要です。